

十八 その他参考となるべき事項を記載した
書面

(登録申請者への通知)
第七条 金融庁長官は、法第六十三条の四第二項に規定する登録の通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書により行うものとする。

(暗号資産交換業者登録簿の縦覧)
第八条 金融庁長官は、その登録をした暗号資産交換業者に係る暗号資産交換業者登録簿を当該暗号資産交換業者の本店（外国暗号資産交換業者にあっては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(財産的基礎等)

第九条 法第六十三条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 資本金の額が一千円以上であること。

二 純資産額が負の値でないこと（暗号資産の管理を行う者にあっては、履行保証暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額以上であること）。

法第六十三条の五第一項第十二号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため暗号資産交換業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

(登録の拒否の通知)
第十一条 金融庁長官は、法第六十三条の五第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

(あらかじめ届け出ることを要しない場合)
第十二条 法第六十三条の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 取り扱う暗号資産についてその取扱いをやめようとする場合

二 取り扱う暗号資産に用いられている技術又は仕様の変更を理由として当該暗号資産の保有者に対して新たな暗号資産が付与される場合（暗号資産交換業の業務に関してあらかじめ知り得た場合を除く。）

三 暗号資産交換業の内容又は方法のうち、次に掲げる事項以外の事項を変更しようとする場合

四 取締役等に変更があった場合 次に掲げる

イ 暗号資産交換業の種類又はこれに準ずる事項

口 暗号資産交換業の利用者からの申込みの受付方法

ハ 法第六十三条の十一第一項及び第二項の規定による暗号資産交換業の利用者の金銭及び暗号資産に係る管理の方法

二 法第六十三条の十一の二第一項の規定による履行保証暗号資産に係る管理の方法

(変更の届出)

第十二条 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書

に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 取り扱う暗号資産を変更しようとする場合 当該変更しようとする事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

二 暗号資産交換業の内容又は方法を変更しようとする場合 当該変更しようとする事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

三 他の事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

四 委託に係る事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

五 暗号資産交換業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

六 暗号資産交換業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

七 委託に係る事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

八 他の事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

九 法第六十三条の二の登録を財務局長等から受けている暗号資産交換業者が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合 第三号に定める書類及びその変更前に交付を受けた第七条に規定する登録済通知書

十 主要株主に変更があつた場合 別紙様式第十七号により作成した株主の名簿

十一 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実を確認することができる書面

一二 資本金の額を変更した場合 その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

一三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。）その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

一四 取締役等に変更があった場合 次に掲げる

書類

イ 新たに取締役等になった者に係る第六条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

口 新たに取締役等になつた者の旧氏及び名を当該新たに取締役等になつた者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ハ 別紙様式第三号により作成した法第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 取り扱う暗号資産を変更しようとする場合 当該変更しようとする事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

二 暗号資産交換業の内容又は方法を変更しようとする場合 当該変更しようとする事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

三 他の事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

四 委託に係る事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

五 暗号資産交換業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

六 暗号資産交換業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

七 委託に係る事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

八 他の事項に係る第六条第十一号に掲げる書類

九 法第六十三条の二の登録を財務局長等から受けている暗号資産交換業者が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合 第三号に定める書類及びその変更前に交付を受けた第七条に規定する登録済通知書

十 主要株主に変更があつた場合 別紙様式第十七号により作成した株主の名簿

十一 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実を確認することができる書面

一二 資本金の額を変更した場合 その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

一三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。）その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

一四 取締役等に変更があった場合 次に掲げる

書類

イ 新たに取締役等になつた者に係る電子情報処理組織の管理を行なうための措置を講じなければならない。

口 個人利用者情報の安全管理措置等

ハ 暗号資産交換業者は、その取り扱う個人である暗号資産交換業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人利用者情報の漏えい等の報告）

第十四条 暗号資産交換業者は、その取り扱う個人である暗号資産交換業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

第十五条 暗号資産交換業者は、その取り扱う個人である暗号資産交換業の利用者に関する個人データに該当する書類及びその変更があつた場合に、当該変更があつた事項に係る第六条第十六号に掲げる書類

一 暗号資産交換業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十六号に掲げる書類

二 暗号資産交換業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十六号に掲げる書類

三 他の事項に係る第六条第十六号に掲げる書類

四 委託に係る事項に係る第六条第十六号に掲げる書類

五 暗号資産交換業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十六号に掲げる書類

六 暗号資産交換業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十六号に掲げる書類

七 委託に係る事項に係る第六条第十六号に掲げる書類

八 他の事項に係る第六条第十六号に掲げる書類

九 法第六十三条の二の登録を財務局長等から受けている暗号資産交換業者が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合 第三号に定める書類及びその変更前に交付を受けた第七条に規定する登録済通知書

十 主要株主に変更があつた場合 別紙様式第十七号により作成した株主の名簿

十一 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実を確認することができる書面

一二 資本金の額を変更した場合 その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

一三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。）その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

一四 取締役等に変更があった場合 次に掲げる

書類

の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生じることにより、利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制（暗号資産の借入れを行つたときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた暗号資産の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置

九 暗号資産交換業者が、移転についての制限の他の条件として認定資金決済事業者協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定めるもの（以下この号において「移転制限」という。）が付され、又は付されることが予定されている暗号資産（当該暗号資産交換業者は他の暗号資産交換業者がその行う暗号資産交換業（国内にある者に係るものに限る。）において取り扱う又は取り扱おうとするものであつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）について、当該規則の定めるところにより、その種類及び数量、保有者、保有の目的並びに移転制限の期間、方法その他の内容に関する情報を当該認定資金決済事業者協会に提供し、かつ、その種類及び数量を当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表する措置

イ 当該暗号資産につき、当該暗号資産の保有者が、当該暗号資産交換業者に対し、当該移転制限を付すことを要請していること。

イ 当該暗号資産交換業者が利用者からの委託等を受けて暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を成立させる場合には、当該委託等に係る暗号資産についての次に掲げる事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

(1) 当該暗号資産交換業者が利用者からの委託等を受けて成立させる当該暗号資産の売買における最新の約定価格

(2) 認定資金決済事業者協会又は認定資金決済事業者協会が指定する者が公表する最新の参考価格

ロ 当該暗号資産交換業者が相手方となつて暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行う場合（イに規定する場合を除く。）には、その暗号資産についての次に掲げる事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

(1) 当該暗号資産交換業者が提示する当該暗号資産の購入における最新の価格

(2) 当該暗号資産交換業者が提示する当該暗号資産の売却における最新の価格

(3) イ (1) に規定する最新の約定価格

(4) イ (2) に規定する最新の参考価格

二 暗号資産交換業者が、その行う暗号資産の交換等について暗号資産交換業の利用者に複数の取引の方法を提供する場合には、次に掲げる措置

イ 利用者の暗号資産の交換等に係る注文について、暗号資産の種類ごとに、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めて公表し、かつ、実施する措置

ロ 利用者からの委託等に係る暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介、取次ぎ又は代理をしないで、自分がその相手方となつて当該売買又は交換を成立させたときは、その旨並びに当該売買又は交換を行なうことが伊に規定する方針及び方法に適合する理由についての情報を、速やかに、書面の交付その他の適切な方法により当該利用者に提供する措置

ハ 利用者の暗号資産の交換等に係る注文を執行した日から三月以内に、当該利用者から求められたときは、当該注文の執行が伊に規定する方針及び方法に適合する理由並

びに当該注文に係る暗号資産の種類、数量及び売付け、買付け又は他の暗号資産との交換の別、受注日時、約定日時並びに執行の方法についての情報を、当該利用者から求められた日から二十日以内に、書面の交付その他の適切な方法により当該利用者に提供する措置

三 暗号資産交換業者が、その行う暗号資産の交換等に伴い、当該暗号資産交換業者又はその利害関係人と暗号資産交換業の利用者の利益が相反することにより利用者の利益が不當に害されることのないよう、当該暗号資産交換業者の行う暗号資産の交換等に関する情報を適正に管理し、かつ、当該暗号資産の交換等の実施状況を適切に監視するための体制を整備する措置及びこれに関する方針を定めて、公表する措置

四 暗号資産交換業者が、その行う暗号資産の交換等について、暗号資産交換業の利用者の暗号資産の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号資産の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第二百八十五条の二十二第一項、第二百八十五条の二十三第一項又は第二百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該利用者との間の暗号資産交換業に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産の交換等に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置

第一項の規定によるもののか、暗号資産の管理を行う暗号資産交換業者は、暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第六十三条の十二第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理する暗号資産交換業の利用者の暗号資産で当該利用者に対しても負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施する措置を講じなければならない。

（社内規則等）

第二十四条 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業の業務の内容及び方法に応じ、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するため

の措置（当該暗号資産交換業者が講ずる法第六十三条の十二第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（暗号資産信用取引に関する特則）

第二十五条 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者（暗号資産交換業者等を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）との間で暗号資産信用取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十二条第一項から第三項までの規定によるもののはか、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

一 当該暗号資産信用取引について利用者が預託すべき保証金の額及びその計算方法並びに利用者が当該保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

二 当該暗号資産信用取引に関する損失の額が前号の保証金の額を上回ることとなるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 当該暗号資産信用取引の信用供与に係る債務の額、弁済の期限及び決済の方法

四 その他当該暗号資産信用取引の内容に関する参考となると認められる事項

暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者との間で暗号資産信用取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十二条第五項の規定によるもののはか、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 その他当該契約の内容に関し参考となると認められる事項

暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者から暗号資産信用取引の保証金を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十二条第五項の規定によるもののはか、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

一 当該利用者から受領したものが暗号資産信用取引の保証金である旨

二 当該保証金に係る暗号資産信用取引の対象とする暗号資産及び暗号資産信用取引の種類
者との間で暗号資産信用取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十二条第六項の規定によるもののか、当該暗号資産信用取引の未決済勘定明細及び評価損益についての情報を提供しなければならない。
暗号資産交換業者は、暗号資産信用取引を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 暗号資産交換業の利用者（個人に限る。第三号において同じ。）の暗号資産信用取引の保証金の額が、当該利用者が行おうとし、又は行う暗号資産信用取引の額に百分の五十を乗じて得た額に不足する場合に、当該利用者にその不足額を預託せることなく、当該暗号資産信用取引を行い、又は当該暗号資産信用取引の信用供与を継続することのないように対するために必要な措置
二 暗号資産交換業の利用者（個人を除く。）の暗号資産信用取引の保証金の額が、当該利用者が行おうとし、又は行う暗号資産信用取引の額に当該暗号資産信用取引の額に当該暗号資産の組合せの暗号資産リスク想定比率（これらの暗号資産に係る相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法により算出した比率をいう。以下この号において同じ。）を乗じて得た額（暗号資産リスク想定比率を用いない暗号資産交換業者にあっては、当該暗号資産信用取引の額に百分の五十を乗じて得た額）に不足する場合に、当該利用者にその不足額を預託させることがなく、当該暗号資産信用取引を行い、又は当該暗号資産信用取引の信用供与を継続することのないようにするために必要な措置
三 暗号資産交換業の利用者がその計算において行つた暗号資産信用取引を決済した場合に、当該利用者に生ずることとなる損失の額が、当該利用者との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする暗号資産信用取引の決済（以下この号において「ロスカット取引」という。）を

四 行うための十分な管理体制を整備するとともに、当該場合にロスカット取引を行う措置は、当該暗号資産信用取引に係る業務の利用者の保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な体制を整備する措置

四 前二項に掲げるもののほか、その行う暗号資産信用取引に係る業務の利用者の保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な体制を整備する措置

四 前二項に規定する保証金の額は、電子決済手段又は暗号資産をもつて充てることができる。この場合において、第一項第二号中「並びに」とあるのは、「当該保証金に充当することができる電子決済手段又は暗号資産の種類並びに数量、充当価格及びこれらの計算方法並びに」とする。

四 第一項、第三項及び前項に規定する保証金の額は、電子決済手段又は暗号資産をもつて充てることができる。この場合において、第一項第二号中「並びに」とあるのは、「当該保証金に充当することができる電子決済手段又は暗号資産の種類並びに数量、充当価格及びこれらの計算方法並びに」とする。

四 第二十六条 暗号資産交換業者が法第六十三条の十一第一項の規定に基づき暗号資産交換業の利用者の金銭を信託するときは、信託会社等への金銭信託（以下「利用者区分管理信託」という。）であつて、当該利用者区分管理信託に係る契約が次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならぬ。

四 一 暗号資産交換業者を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該暗号資産交換業者の行う暗号資産交換業に係る取引に係る利用者を元本の受益者とすること。

四 二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、弁護士・外國法事務弁護士共同法人、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ）、監査法人、人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下この項において「弁護士等」という。）をもつて充てられるものであること。

四 三 複数の利用者区分管理信託を行う場合に、当該複数の利用者区分管理信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。

四 暗号資産交換業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く）。

イ 法第六十三条の十七第一項又は第二項の規定により法第六十三条の二の登録を取り消されたとき。

ロ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国暗号資産交換業者にあっては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき）。

ハ 暗号資産交換業の全部の廃止（外国暗号資産交換業者にあっては、国内に設けた全ての営業所における暗号資産交換業の廃止。以下ハにおいて同じ）。若しくは解散（外国暗号資産交換業者にあっては、国内に設けた営業所の清算の開始。以下ハにおいて同じ）。をしたとき、又は法第六十三条の二十第三項の規定による暗号資産交換業の全部の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

二 法第六十三条の十七第一項の規定による暗号資産交換業の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。

五 利用者区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合を除き、信託財産に属する金銭の運用が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十二条の二第一項第五号に規定する方法に準ずる方法に限られるものであること。

六 信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額（個別利用者区分管理金額（暗号資産交換業者の行う暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭を当該利用者ごとに算定した額をいう。第十四号及び次項において同じ。）の合計額をいう。以下この条において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなつた日の翌日から起算して二営業日以内に、暗号資産交換業者によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。

八 暗号資産交換業者が信託財産の元本の評価額をその時価により算定するものであること（利用者区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合には、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること）。

九 次に掲げる場合以外の場合には、利用者区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約を行うことができるものであること。

口 ① 信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額を超過する場合において、その超過額の範囲内で利用者区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約を行なうとき。

口 ② 他の利用者区分管理信託に係る信託財産として信託することを目的として利用者区分管理信託に係る信託財産を委託者に帰属させるものであること。

十 前号イ又はロに掲げる場合に行なう利用者区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約を行なう場合には、当該暗号資産交換業者が受託者に対する指図を行なうことができないものであること。

十一 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、利用者の受益権が当該受益者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行なうことができないものであること。

十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、利用者の受益権が当該受益者代理人により全ての利用者について一括して行使されるものであること。

十三 利用者の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

十四 利用者が受益権を行使する場合にそれぞれの利用者に支払われる金額が、当該受益権の行使の日における元本換価額（利用者区分管理信託に係る信託財産の元本を換価して得られる額（利用者区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合には、元本額））をいふ。次号において同じ。）に、当該日における

- | | |
|----|--|
| 六 | 約定年月日 |
| 七 | 暗号資産の数量 |
| 八 | 約定価格又は単価及び金額（他の暗号資産との交換の場合にあつては、当該他の暗号資産の名称及び約定価格に準ずるもの） |
| 九 | 暗号資産信用取引にあつては、次に掲げる事項 |
| 一〇 | （イ） 暗号資産信用取引である旨
（ロ） 信用供与に係る債務の額及び弁済の期限
（ハ） 保証金に関する事項（保証金の種類、受入年月日又は返却年月日及び金額又は数量） |
| 一一 | 第一項第二号の暗号資産管理明細簿は、暗号資産交換業の利用者ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。 |
| 一二 | （一） 利用者の氏名又は名称
（二） 受入れ又は引出しの別及びその年月日並びに差引残高
（三） 利用者の暗号資産を管理する者の氏名又は名称
（四） 暗号資産の名称
（五） 暗号資産の数量
（注文伝票） |
| 一三 | 第三十六条 第三十三条第一項第四号の注文伝票には、法第二条第十五項第一号及び第二号に掲げる行為に關し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
（一）自己、媒介、取次ぎ又は代理の別（自己の取引の発注の場合にあつては、自己）
（二）暗号資産交換業の利用者の氏名又は名称
（三）暗号資産の名称
（四）売付け、買付け又は他の暗号資産との交換の別
（五）受注数量及び発注数量
（六）約定数量
（七）指値又は成行の別（指値の場合にあつては、その価格及び注文の有効期限（当該有効期限が當日中であるものを除く。）を含む。）
（八）受注日時及び発注日時
（九）約定日時
（十）約定価格又は単価及び金額（他の暗号資産との交換の場合にあつては、当該他の暗号資産の名称及び約定価格に準ずるもの）
（十一）暗号資産信用取引にあつては、次に掲げる事項
（ロ）新規又は決済の別 |

- ハ 信用供与に係る債務の額及び弁済の期限

十二 取引が不成立の場合には、第六号、第九号及び第十号に掲げる事項に代えて、その旨及びその原因

(暗号資産交換業に関する報告書)

第三十七条 法第六十一条の十四第一項の暗号資産交換業に関する報告書は、事業概況書及び暗号資産交換業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十一号（外国暗号資産交換業者にあっては、別紙様式第十二号）により作成し、事業年度の末日から三月以内（外国暗号資産交換業者にあっては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書に、最終の貸借対照表（関連する注記を含む）、損益計算書（関連する注記を含む）及び暗号資産の管理を行なう暗号資産交換業者にあつてはこれらの書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（利用者財産の管理に関する報告書）

第三十八条 法第六十一条の十四第二項の報告書は、別紙様式第十三号により作成し、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間（以下この条において「対象期間」という。）ごとに、対象期間経過後一ヶ月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、第一号に定める書類は、当該報告書に係る対象期間経過後二ヶ月以内に提出すれば足りる。

一 暗号資産の管理を行う場合 対象期間に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

二 暗号資産交換業の利用者の暗号資産を管理する場合 電磁的記録に記録された当該暗号資産の残高に係る情報を書面に出力したものその他

四 第二十九条第一項各号に定める方法により履行保証暗号資産を管理する場合 電磁的記録に記録された当該履行保証暗号資産の残高

第四章 雜記

則

- 三十条の十七第二項及び第六十五条による公告は、官報によるもの。監査法人から提出された直近の報告書の提出者又は利用者への移転の方法による登録番号。

要な場合

11

長等を経由してこれを提出しなければならない。
 (申請書等の認定資金決済事業者協会の経由)
第四十四条 暗号資産交換業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき(前条第二項の規定により財務事務所長等を経由するときは、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。)(標準処理期間)

第四十五条 金融庁長官は、法第六十三条の二の登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するための要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するための要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査による期間

附 則 (令和元年一月二一日内閣府令 第四十五条)

(施行期日) (四号)

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一月二一日内閣府令 第四一号)

(施行期日) (四号)

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

附 則 (令和二年四月三日内閣府令第三五号)

(施行期日) (五号)

この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。

附 則 (令和二年四月三日内閣府令第三五号)

(施行期日) (五号)

この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。

附 則 (令和二年四月三日内閣府令第三五号)

(施行期日) (五号)

この府令は、新暗号資産交換業者府令第二十五条第五項第一号及び第二号の規定は、この府令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年四月三日内閣府令第三五号)

(施行期日) (五号)

この府令は、新暗号資産交換業者府令第二十五条第五項第一号及び第二号の規定は、この府令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年三月一九日内閣府令第一一号)

(施行期日) (五号)

この府令は、公布の日から施行する。

第一 条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日内閣府令第

五〇号) (抄)

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日内閣府令第

五〇号) (抄)

この府令は、新暗号資産交換業者府令第二十五条第五項第一号及び第二号の規定は、この府令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日内閣府令第

五〇号) (抄)

この府令は、新暗号資産交換業者府令第二十五条第五項第一号及び第二号の規定は、この府令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月二二日内閣府令第

四五号) (抄)

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

附

両用者からの申込みの受け付け方法
両用者と企業側との連絡手段
両用者の就業条件の変更手続の決まり方
実業員割り当て実務時間
両用者から企業へ手渡料、報酬などは費用の全額を自己負担するかの規定
算定方法

（別紙の記述）

1. その他の特許権交換事例について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。
2. 「特許権の譲り受け」の場合は、法務省基準では項目各号のいずれの業務に該当するかを記載すること。また、特許権譲り受けに該当する業務を行っている場合には、その実態を記載すること。
3. 「利権者からの支払額、勘定額等は貴社の金額に限ること」の上記用語や「それらの計算方法」は、当事務所等に於て利用者が全部お金額について記載すること。
4. 記載されないときは、この様式の例によらず作成した書類に記載して、その書類の実態を記述すること。

(2) 品目資産交換率の概要図

A large, empty rectangular box with a black border, occupying most of the page below the title.

100

(記載上の注意)

1. 球号と交換文の内容ごとに、地号変更換算者、利害者などの記載欄(筆者・書類名・年月日等)の記載箇所や箇頭、備考欄がどのように記載し因ること。
2. 記載しないときは、この欄の間に空白をした番号に記載して、その番号に記載すること。

(3) 法第63条の11第1項に規定する利用者の金銭に係る管理の方法

(記載上の注意)

- 会員登録等の操作又は名前及び会員登録の内容について具体的に記載すること。
- 会員登録が元本種類の契約のあるものである場合は、その旨を併せて記載すること。

3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類

範例の次に述べること。
(4) 法規3条の11項2項に規定する料金者の権利義務に係る管理の方法

1

(記載上の注意)
1. 利用者の地図表示は最も正確の方法についてと、原則として、地図表示の精度に

(記載上の注意)
1. 受取保証暗号資産の種類及び受取保証暗号資産に係る管理の方法について具体的に

記載すること。
2. 第三者をして管轄させる場合は、当該第三者の名前を併せて記載すること。
3. 記載されないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面第10項の次に添付すること。

（第11面）	
登録登記の提出	
安 間、有、成、左、海	
氏名又は略称又は 本物	住 所

(記載上の注意)

2. 番号2のときは、販売実績文書の内記に記載する。
 3. 記載されないときは、この様式の例の上り方で記載した箇所に記載して、その番号(前記の番号)の横に記入すること。
 4. 会員登録の者については、会員登録を「会員登録は権利者ではなく会員登録者」に括弧で記入することができる。
 (第12回)

(第14回)

--

1. 他の者を代理する場合は、被代理者の名前について記載すること。
2. 金銭貸借及び本票の代りかわるものである場合は、その名前で記載すること。
3. 記載しないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を相手方に添付すること。

(第14回)

(第14回)

--

1. 他の者を代理する場合は、被代理者の名前について記載すること。
2. 金銭貸借及び本票の代りかわるものである場合は、その名前で記載すること。
3. 記載しないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を相手方に添付すること。

(第14回)

(1) 金銭貸借の(1)の範囲に限定する場合に該当する旨を記載する方法

(第14回)

--

1. 他の者を代理する場合は、被代理者の名前について記載すること。
2. 第二者をして代理させる場合は、被代理人の名前で記載すること。
3. 金銭貸借及び本票の代りかわるものである場合は、その名前で記載すること。
4. 記載しないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を相手方に添付すること。

(第14回)

(第14回)

第二回の(1)の範囲に該当する場合は、被代理人の名前で記載する方法

(第14回)

1. 他の者を代理する場合は、被代理者の名前について記載すること。
2. 記載しないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を相手方に添付すること。
3. 金銭貸借及び本票の代りかわるものである場合は、その名前で記載すること。
4. 記載しないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を相手方に添付すること。

(第14回)

(第14回)

主文は被字者しては	被に該する事項の内容
-----------	------------

1. 「主要株主」とは、株式会社等に規定する主要株主をいふ。
2. 「投資家」とは、出資及びをもて「主要株主」ではない者をいふ。
3. 「議決権」とは、議決権を有する会員権をいふ。
4. 「持株」とは、出資及びをもて「主要株主」ではない者をいふ。
5. 「持分」とは、株式会社等に規定する主要株主の議決権の割に対する比率をいふ。

(第14回)

6. 記載しないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を相手方に添付すること。

(第14回)

(第14回)

被代理者の(1)の範囲に該当する場合は、被代理人の名前で記載する方法

1. 金銭貸借及び本票の代りかわるものについて記載すること。
2. その行為が被字者を直接に關する場合は、被字者の従入とを行う場合は、その内容を記載すること。

16. 加入する被字者を決定する場合の条件

(第14回)

--

(第4回)

法定送致及び呼喚費用の算出

(1) 自由選択:

(2) 法定選択:

(3) 税理選択:

<div data-bbox="

記載上の注意

3. 年度事業の期間は4月1日から翌年3月31までの間である場合資産交換事業者、(法第63条の15項)の規定に基づく当該事業年の財務報告書をその登録をした財務(文局)に提出している場合には、記載を省略しがちができる。

「時号資産の名称」欄には、取り扱う資産の名称のみに記載する。

3.(1)「自己定期」、(2)「時号資産」及び「(3) 諸客定期」(3)「時号資産」の表中、
該表欄には取り扱う資産を用いている基準を記述する。

記載しきれないときは、この様式の例により作成した番面に記載して、その番面を最初の次に添付すること。

6. 告警処理及び紛糾解決の状況

指定期貨資本貨物交換業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定期貨資本貨物交換業務紛争解決機関の商号又は名称、指定期貨資本貨物交換業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2回 営業収支額による取引の状況				
	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販管費・一般管理費				
粗利				
粗利資金				
粗利潤率				
増減差額				
その他				

記載上の注意)

1. 品質交換実験開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
2. 所要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の近道資金等をいう。

第3回 営業活動の収支と現金流量			
営業の方法	当期実績 (年 月 日)	前年同期 (年 月 日)	内 訳
販売による収入	(千円)	(千円)	販売取引の名称: 対外販売取引 換算為替率: 1
販売による費用	(千円)	(千円)	販管費の名称: 対外販売取引 換算為替率: 1
②営業の仕組			
「管理の仕組」の欄は、「自己で管理」「第三者による管理」の段落を記			

（記載上の注意）
氏名改めた者においては、旧氏及び名を「銀行保証暗号資産分別管理業を行なう者」の欄に記録書で併せて記載することができる。

別紙様式第14号（第40条第1項関係）

別紙様式第15号（第40条第5項関係）

別紙様式第16号（第42条関係）

別紙様式第15号(第40条第5項関係) (日本通運便函44)
年月日財務(支)局長 括出者 郵便番号 財務(支)局長 括出者
住所(郵便番号) 電話番号() 一
氏名
氏姓の
氏名略号
略号及文書類等の略称
年月日付で下記の方により特許審査の検査の(全般・一部)を終止する
旨の公告を行つたので、当該公告をしたことを終する旨を記して、特許審査請求者
に関する記載の全般の承認の範囲に於て施行することとする。

告白の方法

[]

(注記欄)

- 法第60条の1第1項特許申請者又は登録の本件の権利者に於ては、前項の規定による
届出書に記載の氏名及び住所を記載して提出した者については、これらが郵便に記載し
た氏名及び住所を以て記載し、又は当該氏名及び住所のみを記載することができます。
- 本件及び特許審査請求で記載し、又は当該氏名及び住所のみを記載することができます。
- 本件及び特許審査請求で記載し、又は当該氏名及び住所のみを記載することができます。
- 本件及び特許審査請求で記載し、又は当該氏名及び住所のみを記載することができます。

3. 告白の方法は、公告を掲載した刊行物の名称又は会社名は未記入に限
る。告白の方法は、[]別紙様式第16号(第42条関係) (日本通運便函44)
年月日財務(支)局長 括出者 郵便番号 財務(支)局長 括出者
住所(郵便番号) 一
氏名
氏姓の
氏名略号
略号及文書類等の略称
年月日付で下記の方により特許審査の検査の(全般・一部)を終止する
旨の公告を行つたので、当該公告をしたことを終する旨を記して、特許審査請求者
に関する記載の全般の範囲に於て施行することとする。

告白の方法

[]

(注記欄)

- 当該行為が発した旨の件の名称
- 当該行為を行つた者の氏名及び請求者の
氏名又は当該行為の件の名称
- 当該行為の概要

4. 当該行為が発した旨の件の名称

5. 当該行為を行つた者の氏名及び請求者の
氏名又は当該行為の件の名称

6. 当該行為の概要

(注記欄)

- 当該行為が発した旨の件の名称
- 当該行為を行つた者の氏名及び請求者の
氏名又は当該行為の件の名称
- 当該行為の概要

(注記欄)

- 当該行為が発した旨の件の名称
- 当該行為を行つた者の氏名及び請求者の
氏名又は当該行為の件の名称
- 当該行為の概要